

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和5年6月5日(2023.6.5)

【公開番号】特開2022-26308(P2022-26308A)

【公開日】令和4年2月10日(2022.2.10)

【年通号数】公開公報(特許)2022-025

【出願番号】特願2020-129702(P2020-129702)

【国際特許分類】

A 63 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 7/02 320

【手続補正書】

【提出日】令和5年5月25日(2023.5.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技者によって操作可能な操作手段と、

判定を行う判定手段と、

前記判定手段による判定にて所定の結果が得られたことに基づいて遊技者に特典を付与する特典付与手段と、

前記操作手段に対して操作が許容されている状況下にあるとき、該操作手段に対して操作が行われると、該操作が受付けされたことに応じた受付後表示を表示可能な受付後表示実行手段と、

前記操作手段を摸した摸画像表示を表示する摸画像表示手段と、

30

前記摸画像表示を非表示にするときに消滅演出表示を表示可能な消滅演出表示手段とを備え、

前記摸画像表示は、前記受付後表示が表示開始される時点において非表示の状態にされず表示を継続している場合があるものであり、

前記摸画像表示及び前記受付後表示が表示されている間に特定条件が成立すると、これを契機として、前記摸画像表示及び前記受付後表示が非表示の状態にされる場合と、前記摸画像表示及び前記受付後表示が非表示の状態にされない場合との両方があるようになっており、

前記摸画像表示及び前記受付後表示が表示されている間に前記特定条件が成立したときにこれを契機として前記摸画像表示及び前記受付後表示が非表示の状態にされる場合は、該摸画像表示とは別の画像表示としての前記消滅演出表示が表示されることなく、

前記摸画像表示及び前記受付後表示が表示されている間に前記特定条件が成立したときにこれを契機として前記摸画像表示及び前記受付後表示が非表示の状態にされない場合は、その後、前記摸画像表示が非表示に状態にされるときに、該摸画像表示とは別の画像表示としての前記消滅演出表示が表示される場合と、該摸画像表示とは別の画像表示としての前記消滅演出表示が表示されない場合との両方があるようになっており、

さらに、

前記特定条件が成立したことを契機として前記受付後表示が非表示の状態にされない場合は、該特定条件が成立したときに特定種別の演出音が新たに出力開始されることはないが、前記特定条件が成立したことを契機として前記受付後表示が非表示の状態にされる場

50

合は、該特定条件が成立したときに前記特定種別の演出音が新たに出力開始されうるようになっており、

さらに、

前記受付後表示は、特定の受付後表示として表示される場合と、該特定の受付後表示とは異なる特別の受付後表示として表示される場合とが少なくともあり、

前記受付後表示が前記特定の受付後表示として表示される場合は、該特定の受付後表示が表示されている間に前記特定条件が成立すると、該特定条件が成立したことを契機として該特定の受付後表示が必ず非表示の状態にされるが、前記受付後表示が前記特別の受付後表示として表示される場合は、該特別の受付後表示が表示されている間に前記特定条件が成立しても、該特定条件が成立したことを契機として該特別の受付後表示が非表示の状態にされることがないようになっており、

10

さらに、

前記特定の受付後表示に関しての操作の受付けが許容される状態においては、該操作の対象を摸した前記摸画像表示が表示可能とされており、

前記特定の受付後表示に関しての操作の受付けが許容される状態において、前記特定の受付後表示に関しての操作の受付けがなされておらず前記特定の受付後表示が表示されていないなかで前記特定条件が成立したときには、該特定条件が成立したことを契機として前記摸画像表示が非表示の状態にされるようになっており、

さらに、

20

前記特定条件が成立したときに、これを契機として、前記受付後表示が非表示の状態にされる場合は、特定の演出表示が表示開始されるのに対し、前記受付後表示が非表示の状態にされない場合は、該受付後表示が表示されているなかで前記特定の演出表示が表示開始されることがないが、いずれの場合であっても、前記特定条件が成立したことを契機として、前記特定種別の演出音とは異なる特別音が出力可能とされる

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

30

このような従来の遊技機では、遊技興趣の低下が懸念される。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

30

手段1：遊技者によって操作可能な操作手段と、

判定を行う判定手段と、

40

前記判定手段による判定にて所定の結果が得られたことに基づいて遊技者に特典を付与しうる特典付与手段と、

前記操作手段に対して操作が許容されている状況下にあるとき、該操作手段に対して操作が行われると、該操作が受けられたことに応じた受付後表示を表示可能な受付後表示実行手段と、

前記操作手段を摸した摸画像表示を表示する摸画像表示手段と、

前記摸画像表示を非表示にするときに消滅演出表示を表示可能な消滅演出表示手段とを備え、

前記摸画像表示は、前記受付後表示が表示開始される時点において非表示の状態にされず表示を継続している場合があるものであり、

50

前記摸画像表示及び前記受付後表示が表示されている間に特定条件が成立すると、これを契機として、前記摸画像表示及び前記受付後表示が非表示の状態にされる場合と、前記摸画像表示及び前記受付後表示が非表示の状態にされない場合との両方があるようになっており、

前記摸画像表示及び前記受付後表示が表示されている間に前記特定条件が成立したときにこれを契機として前記摸画像表示及び前記受付後表示が非表示の状態にされる場合は、該摸画像表示とは別の画像表示としての前記消滅演出表示が表示されることはなく、

前記摸画像表示及び前記受付後表示が表示されている間に前記特定条件が成立したときにこれを契機として前記摸画像表示及び前記受付後表示が非表示の状態にされない場合は、その後、前記摸画像表示が非表示に状態にされるときに、該摸画像表示とは別の画像表示としての前記消滅演出表示が表示される場合と、該摸画像表示とは別の画像表示としての前記消滅演出表示が表示されない場合との両方があるようになっており、

さらに、

前記特定条件が成立したことを契機として前記受付後表示が非表示の状態にされない場合は、該特定条件が成立したときに特定種別の演出音が新たに出力開始されることはないが、前記特定条件が成立したことを契機として前記受付後表示が非表示の状態にされる場合は、該特定条件が成立したときに前記特定種別の演出音が新たに出力開始されうるようになっており、

さらに、

前記受付後表示は、特定の受付後表示として表示される場合と、該特定の受付後表示とは異なる特別の受付後表示として表示される場合とが少なくともあり、

前記受付後表示が前記特定の受付後表示として表示される場合は、該特定の受付後表示が表示されている間に前記特定条件が成立すると、該特定条件が成立したことを契機として該特定の受付後表示が必ず非表示の状態にされるが、前記受付後表示が前記特別の受付後表示として表示される場合は、該特別の受付後表示が表示されている間に前記特定条件が成立しても、該特定条件が成立したことを契機として該特別の受付後表示が非表示の状態にされることがないようになっており、

さらに、

前記特定の受付後表示に関しての操作の受け付けが許容される状態においては、該操作の対象を摸した前記摸画像表示が表示可能とされており、

前記特定の受付後表示に関しての操作の受け付けが許容される状態において、前記特定の受付後表示に関しての操作の受け付けがなされておらず前記特定の受付後表示が表示されていないなかで前記特定条件が成立したときには、該特定条件が成立したことを契機として前記摸画像表示が非表示の状態にされるようになっており、

さらに、

前記特定条件が成立したときに、これを契機として、前記受付後表示が非表示の状態にされる場合は、特定の演出表示が表示開始されるのに対し、前記受付後表示が非表示の状態にされない場合は、該受付後表示が表示されているなかで前記特定の演出表示が表示開始されることがないが、いずれの場合であっても、前記特定条件が成立したことを契機として、前記特定種別の演出音とは異なる特別音が出力可能とされる

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】削除

【補正の内容】

10

20

30

40

50